



《速度計試験機の種類》

- 標準型…駆動輪を回転させることにより速度を検出。従動系統で速度を検出している車両には対応していない。
- モータドライブ型…テスターに速度を検出する車輪を載せ、モータによりローラを回転させることにより速度計の試験を行う。



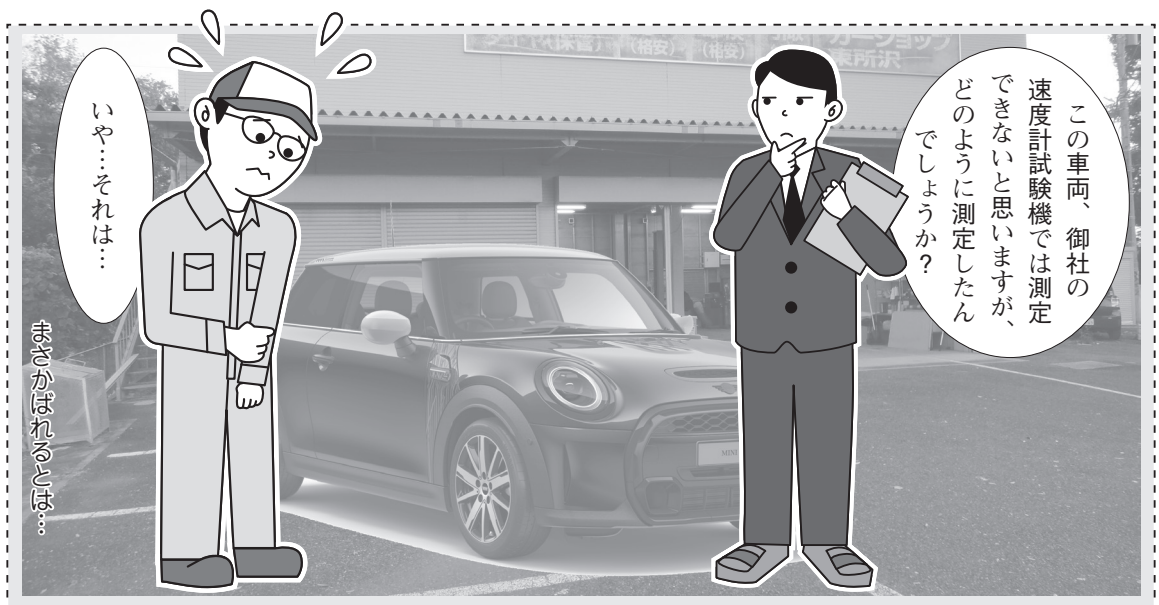
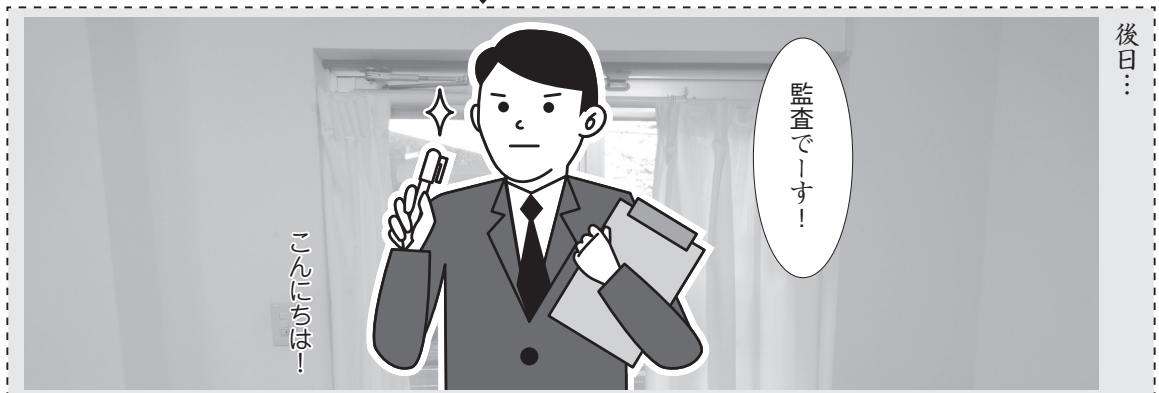
地獄編



天国編



↓ 地獄編のつづき



《主な法令違反の内容》

① 指定自動車整備事業に関すること

- ①法令を遵守する体制でない [法 94 条の 3－1 項違反] …3 点 [P68 参照]
- ②故意により検査の一部を実施せず適合証を交付した [法 94 条の 5－1 項違反] …10 点／台 [P69 参照]
- ③指定整備記録簿の虚偽記載 [法 94 条の 6－1 項違反] …30 点 [P71 参照]

② 自動車検査員に関すること

- ①検査の一部未実施 [法 94 条の 5－4 項違反] …解任命令 [P71 参照]

《法令違反に至った原因》

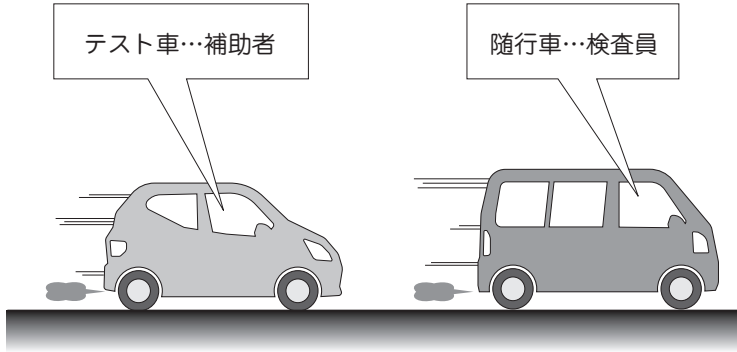
- ①指定整備制度への認識が甘く、関係法令に対する理解不足と順法精神が欠如していた。

《改善策》

- ①事業場管理責任者及び自動車検査員は走行テストによる速度計の誤差の測定方法を再確認し、指定整備記録簿の記載方法についても注意する。

↓ 天国編のつづき

「随行車」に検査員が、「テスト車」に補助者が乗るんだ！

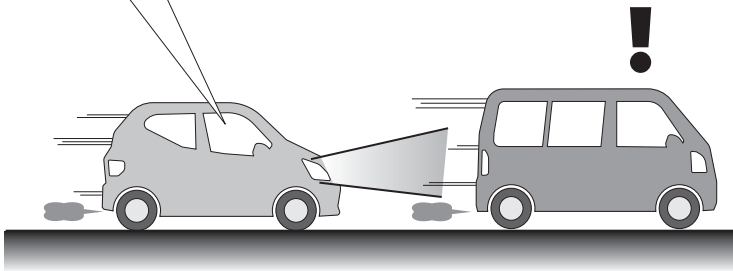


はじめに、
検査を行う車（テスト車）と
基準とする車（随行車）で
並走する。

《走行テスト時の注意点》

- ※公道でテストを行う場合、検査員及び補助者共に運転免許証の携帯を忘れずに！
- ※自動車検査証や自賠責保険証明証の備え付け（特に検査車）を忘れずに！
- ※万が一を想定し、任意保険の加入状況も確認しておく！
- ※警音器による基準車への合図は、道交法に抵触するおそれがある！

パッシングなどで
合図！

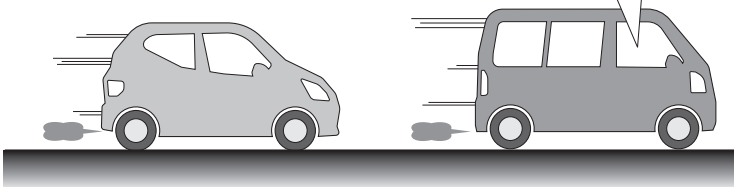


次にテスト車の速度計が
40 km/hを指示したとき、
随行車へ合図を送る。

41km/h！



検査員が確認！



随行車の検査員は、
合図を受けたときに
速度計の指示値を読み取るよ。



随行車が示した速度をテスト上で再現するんだよ！



随行車



試験機の指示値
(この例では37.5 km/h)
は検査員が読み取る！

次に、速度計試験機で、随行車を走行テストした時の速度（この例では41 km/h）に再現することで、テスト車が40 km/hを示した状態を試験機で測定することができるんだ。

《指定整備記録簿へ記載する数値》

①テスト車の指示値－テストの指示値＝速度計の誤差判定数値

②この例の場合、
40km/h－37.5km/h＝＋2.5km/h

「＋」に○を付す

速度計の誤差

⊕－ 2.5 km/h

記録簿へは次のように計算した数値を記載するんだ。

これは近畿ブロックの記載例！
管轄するブロックにより記載方法が異なるから、要注意だ！

走行テスト等の方法と結果	日時 令和〇年〇月〇日		
	場所 〇国道		
	随行車 なにわ400 あ〇〇〇〇		
	テスト車	随行車	テスト指示値
	40.0km/h	41.0km/h	37.5km/h

また、記録簿の「走行テスト等の方法と結果」欄にその詳細を記載する必要がある。

《走行テストによる誤差の範囲》

製作年月日	四輪以上の自動車	二輪自動車、側車付二輪自動車※
平成18年12月31日以前の製作車	＋9.0 _{km/h} ≤ 誤差 ≤ －4.4 _{km/h}	＋10.9 _{km/h} ≤ 誤差 ≤ －4.4 _{km/h}
平成19年1月1日以降の製作車	＋9.0 _{km/h} ≤ 誤差 ≤ －2.5 _{km/h}	＋10.9 _{km/h} ≤ 誤差 ≤ －2.5 _{km/h}

※三輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車を含む。